

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その月に寄せられた内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成25年4月に受け付けた相談は78件でした。車種別の内訳は、新車関係36件、中古車関係40件、内容別の内訳は、表示関係59件、景品関係8件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	36	40	2	78
表示関係	26	33	0	59
景品関係	6	2	0	8
その他	4	5	2	11

相談者内訳

相談者の内訳としては、例月どおり広告代理店等が29件と最も多くなっており、全体の約37%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	18	11	0	29
メーカー系ディーラー	11	6	1	18
中古車専門店	0	10	0	10
自動車関係団体	4	4	1	9
中古車情報誌社	0	6	0	6
メーカー	1	2	0	3
テレビ・ラジオ局	2	0	0	2
新聞社	0	1	0	1
その他	0	0	0	0

新車関係

◆表示関係の相談内訳

4月は、特定事項の表示についての問い合わせが11件と多く、全体の約42%を占めています。価格の表示についての問い合わせは9件で、全体の約34%を占めています。主な内容としては、値引き表示についての問い合わせの他、共同広告における価格の表示方法についての問い合わせも見られました。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	9	⑤特定事項の表示	11
┆表示方法	2	┆ランキング	1
┆値引き表示	5	┆燃費	1
┆割賦・リース	2	┆安全・環境	2
②リサイクル料金の表示	1	┆最高速度・加速等	1
③下取関係の表示	1	┆写真・イラスト	1
④広告表現・企画の可否	3	┆特別仕様・限定	5
┆広告表現の可否	2	⑥各種制度（補助金等）	1
┆企画の可否	1	┆免・減税関係	1
		合計	26

◆景品関係の相談内訳

項目	件数
総付景品(もれなく)	5
抽象的な問合せ	1
合計	6

★今月のポイント★ 今回は、「ディーラーの共同広告における価格の表示方法」についての事例を紹介します。

問い合わせ内容

県内のディーラー3社で共同広告を作成するにあたり、販売価格については「メーカー希望小売価格」の名称を付けて表示しようと考えていますが問題ないでしょうか。また、共同広告で価格表示を行う際の注意点などがあれば教えてください。

問い合わせへの回答

広告においてディーラーの販売価格を表示する場合は、「車両本体価格」（本体の価格の場合）の名称を付けて表示することになっていきますので「メーカー希望小売価格」の名称を付けて表示することはできません。

複数ディーラーによる共同広告で販売価格を表示する場合、一つのディーラーの販売価格を「車両本体価格の一例」として表示するとともに、「〇〇販売店の価格の一例である旨」及び表示した価格が他のディーラーの価格を拘束するものでないことを明確にするため、「価格は各ディーラーが独自に定めているので、各ディーラーに尋ねられたい旨」の付記説明を明瞭に表示して下さい。

広告における価格の表示方法等については、[こちら「広告表示等に関するFAQ」](#)もご参照下さい。

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

4月は、必要表示事項の表示についての問い合わせが12件と多く、全体の約36%を占めています。主な内容としては、保証や整備の表示方法の他、走行距離数の表示についての問い合わせでは、メーター交換歴車の表示方法についての問い合わせも見られました。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	6	④必要表示事項の表示	12
┆値引き表示	2	┆走行距離数	3
┆支払い総額	1	┆保証の有無	3
┆割賦・リース	1	┆整備実施状況	2
┆その他(価格)	2	┆修復歴の有無	2
②特定事項の表示	1	┆車台番号	1
┆写真・イラスト	1	┆必要表示事項全般	1
③広告表現・企画の可否	7	⑤特定の車両状態の表示	2
┆広告表現の可否	3	⑥おとり広告	2
┆企画の可否	3	⑦その他	3
┆抽象的な問合せ	1	合計	33

◆景品関係の相談内訳

項目	件数
総付景品(もれなく)	1
一般懸賞(抽選等)	1
合計	2

★今月のポイント★ 今回は、「広告における修復歴の有無の表示」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

修復歴がある車両の場合、店頭展示車にはコンディション・ノート等にその部位を表示しますが、広告でも表示する必要があるのでしょうか。また、広告では付記説明が必要だと聞きましたが、どのような内容を付記すればよいのでしょうか。

問い合わせへの回答

店頭で修復歴がある車両を展示する場合は、プライスボードに「修復歴有」と表示した上で、コンディション・ノート等により修復歴の部位を表示する必要があります。

広告においても、同部位の表示を行うことが望ましいと考えられますが、スペースの関係から表示が難しいため「『修復歴の部位については尋ねられたい旨』の付記で代えることができる」となっています。(中古車規約施行規則第18条第5号)

ただし、インターネットの通信販売広告においては、現車確認が行われないまま購入する中古車の選択が行われることが前提であるため、店頭展示車と同様、コンディション・ノート等により修復歴の部位の表示を行う必要があります。